

英智ウィル学院高等学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、生徒個人の尊厳に立ち、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、単位制・通信制による高等学校教育を施し、人格ゆたかにして深い知性を兼ね備え、郷土を礎として社会の発展に寄与できる人間の育成に努めることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、英智ウィル学院高等学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、新潟県長岡市宮栄3丁目16番14号におく。

(通信教育区域)

第4条 本校の通信教育は、新潟県に居住する者を対象に行う。

(課程・学科・修業年限及び定員)

第5条 本校の課程・学科・修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	定員
単位制による通信制の課程	普通科	3年以上6年以下	240名

- 2 入学定員は、年度ごとにその数を決定する。
- 3 前在籍校での在籍期間を本校の修業年限の一部として認められた者にあつては、本校と前在籍校の在籍期間を通算して、3年以上6年以下を修業年限とする。
- 4 前在籍校での在籍期間が1年以内のものを1年次生、2年以内の者を2年次生、2年を超える者を3年次生と区分する。

第2章 年度・学期及び休業日

(年度・学期)

第6条 本校の年度は、次のとおりとする。

4月入学生	4月1日から翌年3月31日
10月入学生	10月1日から翌年9月30日

- 2 本校は、年度を分けて次の二期制とし、各学期の始業及び終業は次のとおりとする。

4月入学生	前期	4月1日から9月30日	後期	10月1日から翌年3月31日
10月入学生	前期	10月1日から翌年3月31日	後期	4月1日から9月30日

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 創立記念日 10月30日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

- (4) 学年始め休業日 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 校長が教育上必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず休業日を変更し、または、休業日に教育活動を行うことができる。

第3章 入学・休学・復学・転学及び退学等

(入学及び卒業)

第8条 本校の入学及び卒業は次のとおりとする。

	入 学	卒 業
4月入学生	4月1日	3月31日
10月入学生	10月1日	9月30日

(入学資格)

第9条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当する者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者

(入学者の出願手続及び選抜)

第10条 入学志願者は、指定の期日までに本校所定の入学願書、当該学校長が発行する調査書及びその他必要な書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 入学者の選抜は、前項の書類及び面接・作文により行う。
- 3 入学選考の規則は、校長が別に定める。

(編入学)

第11条 本校に編入学を志願する者がある場合、校長は、欠員があり教育上支障がないと認めた場合に限り、選考の上、これを許可することができる。

- 2 編入学を志願する者は、本校所定の入学願書に当該高等学校長の発行する成績証明書及び単位修得証明書、その他必要な書類に入学検定料を添えて申し込まなくてはならない。
- 3 編入学者の選抜は、前項の書類及び面接・作文により行う。
- 4 編入学の時期は学期の初めとする。

(転入学)

第12条 他の高等学校から転入学を志願する生徒がある場合、校長は、欠員があり教育上支障がないと認めた場合に限り、選考の上、これを許可することができる。

- 2 転入学を志願する者は、本校所定の入学願書に当該高等学校長の発行する成績証明書及び単位修得証明その他必要な書類に入学検定料を添えて申し込まなくてはならない。
- 3 転入学者の選抜は、前項の書類及び面接・作文により行う。

- 4 転入学時期は学期の初めとするが、校長が相当な事情を有すると判断した場合に限り、学期の途中においてもこれを許可することができる。

(入学手続及び入学許可)

第13条 入学を許可された者は、指定の期日迄に本校が指定する書類に、別に定める学納金を添えて提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の入学手続を完了した者について入学、転入学または編入学を許可する。
 3 校長は、入学を許可された者の当該学校長に入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し及び健康診断票の送付を受けるものとする。
 4 校長は、編入学または転入学を許可した時は、当該高等学校長に編入学許可または、転入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し及び健康診断票の送付を受けるものとする。

(休学)

第14条 生徒が病気その他やむを得ない事由で休学しようとするときは、その理由を明記した書類に保護者連署の上、休学を願い出て許可を受けなければならない。ただし、生徒が成年者の場合は、保護者連署を必要としない。

- 2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、所定の手続きを経て更に1年を限度として延長することができる。
 3 休学期間は、在学できる期間に算入しない。
 4 第一項において、その事由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。
 5 校長は必要があると認めたときは、生徒に休学を命ずることがある。

(復学)

第15条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、その理由を明記した書類に保護者連署の上、復学を願い出て許可を受けなければならない。ただし、生徒が成年者の場合は、保護者連署を必要としない。

(転学)

第16条 生徒が転学をしようとするときは、その理由を明記した書類に保護者連署の上、転学を願い出て許可を受けなければならない。ただし、生徒が成年者の場合は、保護者連署を必要としない。

- 2 本校において、転学を適当と認めたときは、照会状に成績証明書・単位取得証明書を添えて、当該高等学校長に送付する。
 3 当該高等学校長より転学許可の通知を受けたときは、生徒指導要録の写し及び健康診断票を送付する。

(退学)

第17条 生徒が退学をしようとするときは、その理由を明記した書類に保護者連署の上、退学を願い出て許可を受けなければならない。ただし、生徒が成年者の場合は、保護者連署を必要としない。

2 前項において、病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(再入学)

第 18 条 前条によって退学した者が、2 年以内に再入学を願い出た場合、校長は欠員がある場合で、かつ、教育上支障がないと認めた場合に限り、これを許可することができる。

(留 学)

第 19 条 校長は、教育上有益と認めた場合、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

(忌 引)

第 20 条 忌引き日数は、次の通りとする。

- (1) 父母は 7 日
- (2) 祖父母・兄弟姉妹は 3 日
- (3) 伯父叔父・伯母叔母は 1 日

第 4 章 教育課程・添削指導・面接指導及び生徒指導

(教育課程)

第 21 条 本校の教育課程は、別表 1 のとおりとする。

2 各教科・科目の履修年次は、毎年度始めまでに定める。

(添削指導)

第 22 条 本校では、高等学校学習指導要領の通信制課程に関する定めにより、添削指導を行う。

2 各教科・科目の添削指導回数は、別表 2 のとおりとする。

(面接指導)

第 23 条 本校では、高等学校学習指導要領の通信制課程に関する定めにより、面接指導を行う。

2 各教科・科目の面接指導時間は、別表 2 のとおりとする。

(学校間連携)

第 24 条 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、生徒が他の学校（専修学校等）において一部の教科・科目を履修することを認め、単位を修得したときは、卒業に必要な単位数に加えることができる。

(生徒心得)

第 25 条 生徒は、本校の定める生徒心得を守らなければならない。

(対外行事への参加)

第 26 条 生徒が文化、体育関係等の対外行事に参加する場合には、校長の許可を受けなければならない。

第5章 単位認定試験・成績評価・単位認定及び卒業認定

(単位認定試験)

第27条 単位認定試験は、原則として各学期末に履修する各教科・科目について行う。

(単位認定試験の受験資格)

第28条 教育課程表に掲げる科目について、添削指導に合格し、かつ、所定の面接指導時間に3分の2以上出席している場合、当該科目について受験資格を与える。

- 2 添削指導が不合格の場合、再度添削指導を受けなければならない。
- 3 所定の面接指導時間を3分の1以上欠席している者は、校長が認めた場合、補講を受けることができる。
- 4 学校長はやむを得ない事情によっては学習指導要領の通信制の特例を認めることができる。

(追試験及び再試験)

第29条 やむを得ない理由により単位認定試験を受けることが出来なかった生徒に対しては、追試験を行うことがある。

- 2 単位認定試験の成績が合格に達しなかった生徒に対しては、再試験を行うことがある。

(成績評定)

第30条 成績評定は、単位認定試験の成績等を総合的に判定し、教科担当者が100点法で行う。

- 2 評価は次の区分によって行い、2以上を合格とする。

点 数	0～39	40～49	50～69	70～84	85～100
評 価	1	2	3	4	5

(追試験及び再試験により修得した単位の成績評定)

第31条 追試験により修得した単位の成績評定は、素点得点の8割とする。

- 2 再試験により修得した単位の成績評定は、素点の8割とする。40点を上限とし、評価は「2」とする。

(単位認定)

第32条 履修教科・科目について、添削指導及び単位認定試験の成績が合格基準以上であり、かつ、所定の面接指導時間に出席している場合は、当該教科・科目について所定の単位を認定する。

- 2 単位を認定したときは、校長は必要に応じて所定の単位修得証明書を交付する。

(単位認定の時期)

第33条 単位の認定は、原則として各学期の終了時に行うものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 校長は、生徒が本校に入学する以前に前籍校において履修し修得した各教科・科目の単位を、本校の単位認定委員会の審査を経て認めることができるものとする。

2 本校の教育課程に共通する又は内容上密接な関係にある教科・科目について教育上有益と認められる場合に限り、履修単位として認定することができる。

3 単位認定委員会の構成については別に定める。

(裁量単位の認定)

第 35 条 校長は、教育上有益と認め、次の各号の定めに該当するときは、学校教育法施行規則第 63 条の 4 及び高等学校学習指導要領総則第 8 款 4 の定めに基づき、当該履修時間を免除して当該教科・科目の単位を認定することができる。

- (1) 大学入学検定（昭和 26 年文部省令第 13 号）において、合格点を得た場合には、それに相当する教科・科目の単位を修得したものと見なすことができる。
- (2) 職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合において、その職業における実務等があらかじめ学校が立てた指導計画に照らして、当該教科・科目の実習として適切なものと認められるときは、その生徒について、当該各教科・科目の面接指導の時間数の 10 分の 3 以内の時間数を免除することができる。
- (3) 学校が、その指導計画に、各教科・科目または特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送またはテレビ放送を取り入れた場合で、生徒がその放送を視聴し、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数または特別活動の時間数のうち、ラジオ放送またはテレビ放送についてそれぞれ 10 分の 6 以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて 10 分の 8 を超えることができない。

(卒業認定)

第 36 条 校長は、次の各号の要件を満たした者に対して、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- (1) 別に定める本校教育課程により、必修及び選択科目の単位を合計 74 単位以上履修し、修得していること。
- (2) 他の高等学校の在籍期間を含めて、本校の高等学校の在籍期間が 3 年以上あること。
- (3) 本校が設定する特別活動に 30 単位時間以上参加していること。
- (4) 学納金を完納していること。

第 6 章 教職員組織

(教職員組織)

第 37 条 本校の教職員組織は次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 教諭
- (4) 養護教諭
- (5) 講師

- (6) 事務職員
- (7) その他必要な教職員

(校務分掌)

第 38 条 校務分掌は年度の初めに校長が定め、職員に命ずるものとする。

- 2 専任（常勤の講師を含む。）の教職員は、校長の命により、校務を分掌する。
- 3 校務分掌規程細則は別に定める。

(職員会議)

第 39 条 校務の円滑な運営を図るため、次のとおり職員会議をおく。

- (1) 職員会議は専任（常勤の講師を含む。）の教職員をもって構成する。
- (2) 職員会議は、校務に関する事項を審議する。
- (3) 職員会議は、校長が招集し、議長は、教頭をもってあてる。
- (4) 職員会議は、構成員のうちから書記を 1 名選出し、記録は、教頭が保管する。
- (5) 職員会議は定例または、臨時に開催し、教頭が所管する。

第 7 章 学納金等

(学納金)

第 40 条 入学検定料、入学金、授業料、諸費の額及び納入の時期は、別表 3 のとおりとする。

- 2 学納金は、本校が指定する日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者には、学校長の了承を得られた者に限り、延納または分納を認めることができる。
- 3 半期または 1 年を通して休学した者は、当該期間の学納金を免除する。

(学納金の返付)

第 41 条 原則として一旦納入された納付金は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該学期中に休学または退学したもので、かつ、既に次期学納金を納付した者は、申し出により納付した金額を返付する。
- 3 本条第一項の規定にかかわらず、本校に入学、再入学、編入学または、転入学をする年度の最初の納付金を納付したものが、入学、再入学、編入学または転入学を辞退した場合には、その者の申出により納付した金額を返付する。

(学納金の減免、奨学金)

第 42 条 学業成績の優れた者及びスポーツ、文化、ボランティア活動等でその成績や評価が顕著な者、または、特別の事情のため、生徒納付金の納入が困難な者に対して、選考の上学納金を減免し、または、奨学金として給付することがある。

- 2 学納金の減免及び奨学金については、別に定める。

第 8 章 賞 罰

(表 彰)

第 43 条 校長は、学業成績優秀な生徒、出席状況良好な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第44条 次の各号の一に該当する者で、教育上必要あるときは、懲戒処分を行う。

- (1) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反する行為のあった者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (4) 正当な理由がなくて授業に出席しない者
- (5) 学則、その他規則に違反した者

2 懲戒は、説諭、謹慎、停学及び退学とし、校長がこれを行う。

3 次の各号の一に該当する者には退学を勧告し、これに応じない場合は、除籍することができる。

- (1) 休学期間を除き、定められた在学期間を超える者
- (2) 本校の定める休学期間を超える者
- (3) 各年次終了時において、特別の事情なくして所定の成績を修めることができず、成業の見込みがないと認められた者
- (4) 相当期間にわたり学納金を納入しない者

第9章 科目履修生

(科目履修生)

第45条 本校における特定の教科・科目だけの履修を希望する者がある場合、校長は、欠員があり教育上支障がないと認めた場合に限り、科目履修生としてこれを許可することができる。

2 科目履修生は、本校学則第33条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目履修生に関する規程は別に定める。

第10章 専攻科

(専攻科)

第46条 本校に次のとおり専攻科をおく。

名称	修業年限	入学定員	総定員
介護福祉士専攻科	2年	400名	800名

2 専攻科の面接授業を行う会場は、次の4会場とする。

会場	名称	所在地
新潟会場	新潟医療福祉カレッジ	新潟県新潟市笹口2丁目5番1号
長岡会場	英智ウィル学院高等学校	新潟県長岡市宮栄3丁目16番14号
	長岡医療福祉カレッジ	新潟県長岡市旭町2丁目2番26号
東京会場	東京国際福祉専門学校	東京都新宿区新宿1丁目11番7号

3 入学検定料、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

(図書館)

第47条 本校に図書館をおき、生徒及び教職員の学習、研究に資する。

2 図書館及び図書閲覧に関する規程は別に定める。

(健康診断)

第48条 教職員及び、生徒の健康を保持するため健康診断を行う。

2 健康診断は、毎年1回定期的にこれを行う。ただし、生徒が勤務先等で健康診断を受けているときは、学校ではこれを省略できる。

3 生徒の健康診断に必要な費用は、別に定める。

(生徒寮)

第49条 本校には、生徒寮を設けることができる。

2 生徒寮に関する規程は別に定める。

(改廃)

第50条 この学則の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

(規程細則)

第51条 この学則の施行に関して、必要な規程細則は別に定める。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日より施行する。